

議案第 17 号

宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例を制定する
について

宇治市集会所に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例

宇治市集会所に関する条例（平成27年宇治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 解体撤去 既存の集会所の全部を除却することをいう。

第2条に次の1号を加える。

(8) 維持管理費 集会所の使用に伴う電気料金、水道料金その他維持及び管理に要する費用をいう。

第13条第1項各号列記以外の部分中「第5号」を「第8号」に改め、同条第2項を削る。

別表第1中

「 を

宇治市宇治半白76番地3	宇治市新半白集会所
宇治市宇治下居82番地6	宇治市下居集会所

」

「 に、

宇治市宇治半白76番地3	宇治市新半白集会所
--------------	-----------

」

「 を

宇治市木幡熊小路19番地144	宇治市西木幡集会所
宇治市槇島町一ノ坪321番地9	宇治市一ノ坪集会所

」

「 に、

宇治市木幡熊小路19番地144	宇治市西木幡集会所
-----------------	-----------

」

「 を

宇治市伊勢田町名木2丁目1番地 59	宇治市名木西集会所
-----------------------	-----------

宇治市伊勢田町ウトロ 2 番地 8 9	宇治市伊勢田西集会所
---------------------	------------

「

宇治市伊勢田町名木 2 丁目 1 番地 5 9	宇治市名木西集会所
----------------------------	-----------

」

に改

」

める。

別表第 2 の備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第12条、第13条関係）

補助金の交付の対象となる事業及び費用		補助率	補助限度額
(1) 新築		2分の1	5,000,000円
(2) 建て替え（第5号に掲げるものを除く。）	建築に係る部分	2分の1	5,000,000円
	解体撤去に係る部分	2分の1	5,000,000円
(3) 改修（次号及び第6号に掲げるものを除く。）		2分の1	5,000,000円
(4) 公共下水道への接続及び接続に伴う改修		3分の2	1,500,000円
(5) 耐震化のための建て替え（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第1号に規定する耐震不明建築物（以下「耐震不明建築物」という。）である集会所であつて、耐震診断の結果を基に耐震性能が不足していると市長が認めるものに係る建て替えに限る。）	建築に係る部分	3分の2	3,000,000円
	解体撤去に係る部分	2分の1	5,000,000円
(6) 耐震化のための改修（耐震不明建築物である集会所であつて、耐震診断の結果を基に耐震性能が不足していると市長が認めるものに係る改修に限る。）		3分の2	3,000,000円

(7) 耐震診断（耐震不明建築物である集会所に係るものに限る。）	3分の2	1,000,000円
(8) 解体撤去（第2号及び第5号に掲げるものを除く。）	2分の1	5,000,000円
(9) 維持管理費	10分の10	1年につき150,000円

別表第2の備考第1項中「第4号まで」を「第6号まで及び第8号」に、「第13条第1項」を「第13条」に改め、同表の備考第2項中「第4号」を「第5号」に、「事業に」を「事業（建築に係る部分の事業に限る。）に要する費用及び第6号に掲げる事業に」に、「事業と」を「事業（建築に係る部分の事業に限る。）と」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第13条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に申請があつた補助金について適用し、同日前に申請があつた補助金については、なお従前の例による。

（提案理由）

民間集会所支援補助金の拡充及び集会所の廃止について、所要の改正を行うものであります。